（証券コード　9895）

第58回定時株主総会
招集ご通知

日時　2025年６月25日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前９時30分）

場所　広島市西区商工センター三丁目１番１号
広島サンプラザ　２階　天王の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

○目次

第58回定時株主総会招集ご通知…… 1
事業報告…… 3
連結計算書類…… 22
計算書類…… 38
監査報告書…… 49
（株主総会参考書類）
第１号議案　剰余金処分の件…… 56
第２号議案　資本準備金の額の減少の件…… 57
第３号議案　取締役７名選任の件…… 58

株式会社コンセック

証券コード　9895
（発送日）2025年６月６日
（電子提供措置の開始日）2025年６月３日

株　主　各　位

広島市西区商工センター四丁目６番８号
株 式 会 社 コ ン セ ッ ク
代表取締役社長　福 田 多 喜 二

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.consec.co.jp
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、新着情報より「第58回定時株主総会招集ご通知」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/9895/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「コンセック」又は「コード」に当社証券コード「9895」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年６月24日（火曜日）午後５時（営業時間終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2025年６月25日（水曜日）午前10時

２．場　　所　　広島市西区商工センター三丁目１番１号
広島サンプラザ　２階　天王の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報 告 事 項　１．第58期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類、計算書類報告の件
２．会計監査人及び監査役会の第58期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　資本準備金の額の減少の件

第３号議案　取締役７名選任の件

４．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、インバウンド需要やＩＴ関連の設備投資が引き続き堅調であったものの、コメをはじめ食品の値上がりは消費者の個人消費を抑制したほか、原材料コストの高騰、人件費の増加や人材確保の困難さは幅広い企業の収益を圧迫し、期末に向けてやや悪化して推移してまいりました。

当社グループが主として属する土木建設業界においては、高速道路、ダム関連、橋梁関連のインフラ整備等の需要は例年並みに推移しましたが、一方で人手不足や原材料の高騰等の影響もあり、混沌とした状況が続きました。

このような環境のなか、当社グループは各事業分野において、中長期的な経営基盤の強化の確立を踏まえ、経営資源の有効活用のための変革を行いつつ、今持てる力を最大限に発揮し、お客様に「最適」の提案を継続し、顧客満足度の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は102億97百万円（前連結会計年度比0.8%減）となりました。営業損失は３百万円（前連結会計年度は営業利益46百万円）、経常利益は40百万円（前連結会計年度比65.0%減）となりました。特別利益として投資有価証券売却益など76百万円（前連結会計年度は関係会社株式売却益など２億36百万円）、また、特別損失として減損損失など２億20百万円（前連結会計年度は減損損失など50百万円）を計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失は、２億８百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益２億10百万円）となりました。

事業区分別の概況は次のとおりとなっております。

［切削機具事業］

消耗品海外メーカーの日本進出による競争環境の激化などの影響により、売上高は35億96百万円（前連結会計年度比6.7％減）となりました。原価低減に努めたものの、販売費及び一般管理費の高騰もあり、セグメント利益（営業利益）は２億７百万円（前連結会計年度比30.2％減）となりました。

［特殊工事事業］

当社が得意とする切断穿孔工事以外の管理領域を含めた発注が多くなり受注案件が減少したことにより、売上高は16億35百万円（前連結会計年度比0.9％減）となりました。販売費及び一般管理費の高騰もあり、セグメント利益（営業利益）は42百万円（前連結会計年度比61.1％減）となりました。

［建設・生活関連品事業］

お客様へのきめ細かな提案営業活動を推進したことにより受注が順調に推移し、売上高は38億38百万円（前連結会計年度比8.8％増）となりました。原価高騰、販売費及び一般管理費等の高騰もあるものの低減に努め、セグメント利益（営業利益）は１億38百万円（前連結会計年度比17.5％増）となりました。

［工場設備関連事業］

主要顧客からの受注が昨年に引き続き順調に推移したことや、グループ化した子会社の売上も順調に推移し、売上高は10億55百万円（前連結会計年度比18.2％増）となりました。販売費及び一般管理費の低減にも努め、セグメント利益（営業利益）は87百万円（前連結会計年度比1,388.2％増）となりました。

［介護事業］

売上高は１億73百万円（前年同期比51.3％減）、営業損失は15百万円（前年同期は営業損失20百万円）となりました。なお、第２四半期連結会計期間において、当社の連結子会社である株式会社サンライフの全株式を売却したため、第２四半期連結会計期間末に連結の範囲から除外しております。

なお、当連結会計年度における事業区分別の売上高は以下のとおりとなっております。

事業区分	売上高	構成比	前連結会計年度比
切削機具事業	3,596百万円	34.9 %	△6.7 %
特殊工事事業	1,635	15.9	△0.9
建設・生活関連品事業	3,838	37.3	8.8
工場設備関連事業	1,055	10.2	18.2
介護事業	173	1.7	△51.3
合計	10,297	100.0	△0.8

（注）上記金額は外部顧客に対する売上高であり、セグメント間の内部売上高は含まれておりません。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は２億18百万円で、その主なものは次のとおりであります。

（切削機具事業）

事業用建物の取得及び研究開発用の機材の取得等の66百万円であります。

（特殊工事事業）

機械類の取得及び工具類の更新等の19百万円であります。

（建設・生活関連品事業）

事業用建物の取得等の58百万円であります。

（工場設備関連事業）

事業用建物の取得等による24百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として２億30百万円を調達しました。その他の増資又は社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第55期 2021年4月 ～2022年3月	第56期 2022年4月 ～2023年3月	第57期 2023年4月 ～2024年3月	第58期 (当連結会計年度) 2024年4月 ～2025年3月
売上高（百万円）	10,081	9,696	10,380	10,297
経常利益（百万円）	369	100	115	40
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)（百万円）	60	△2	210	△208
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)（円）	33.29	△1.28	117.23	△116.67
総資産（百万円）	11,756	11,640	12,578	11,963
純資産（百万円）	7,748	7,723	8,238	8,140
1株当たり純資産（円）	4,231.61	4,219.90	4,506.66	4,506.67

(5) 対処すべき課題

企業を取り巻く環境は、原材料価格の高騰、人件費の増加等による製造・販売コスト上昇が常態化するほか、人手不足の進行や時間外労働規制による労働力の低下、脱炭素化への取組みの強化や自然災害の頻発化への備えに対する取組みなどが必要となっております。また、今後は米国の関税問題による世界経済の減速が見込まれ、先行き不透明感が一層増して大変厳しいものとなると予想されます。

こうした中で、中期経営計画の最終年度となる2025年3月期（第58期）の当社グループ全体の売上は103億円となり、中期経営計画の売上目標である110億円を達成することができませんでした。

これは、切削機具事業においては、ビット・ワイヤーソーなどの消耗品が海外メーカーの日本進出によって競争環境が激化してきたこと、特殊工事事業においては、当社が得意とする切断穿孔工事以外の管理領域を含めた発注が多くなり受注案件が減少したこと、さらには不採算事業であった介護事業から撤退したことなどが主な要因と考えております。

当社グループは中期経営計画（第56期～第58期）を振り返り、今後「事業領域の拡大」と「選択と集中の推進」を図ることにより、顧客ニーズへの対応力を高めていくことが重要であると認識しております。

そのため、新しい「中期経営計画2029」（第59期～第63期）では、公共工

事を中心とする修繕維持工事市場を成長市場と捉え、特殊工事事業における受注領域を拡大し工事の受注力を高めるとともに、顧客ニーズの高い新製品やエリアに経営資源を集中することで、競争力の強化を目指してまいります。

加えて、サステナビリティ経営の推進による持続可能社会への貢献並びに戦略的な人的資本投資・研究開発、設備投資による経営基盤の強化を図り、目標経営指標の達成を目指してまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（2025年３月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
祥建企業股份有限公司(台湾)	54,000千NTドル	91.9%	穿孔・切削機具販売 特殊工事の施工
北斗電気工業株式会社	80,000千円	89.7%	自動制御盤等製造及び販売
株式会社木戸ボルト	10,000千円	100.0% (100.0%)	ボルト・ナット販売
ダーリン産業株式会社	10,000千円	100.0% (100.0%)	金属製品の塗装
南通康賽克工程工具有限公司(中国)	10,855千人民元	77.3%	切削機具の製造及び販売
南通康賽克半導体工具有限公司(中国)	27,066千人民元	80.0%	ダイヤモンド切削消耗品の製造及び販売
山陰建設サービス株式会社	10,000千円	95.0%	特殊工事の施工
建設サービス島根株式会社	5,000千円	100.0% (100.0%)	特殊工事の施工
株式会社丸金建設	40,000千円	100.0% (10.0%)	特殊工事の施工

（注）１．当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
２．当連結会計年度において、株式会社サンライフの全株式を売却したことにより連結の範囲から除外しております。

(7) 主要な事業内容（2025年３月31日現在）

事業区分	事業の内容
切削機具事業	穿孔・切断機器、ダイヤモンド切削消耗品等の製造及び販売
特殊工事事業	アンカー工事、コアーボーリング・カッター工事、ワイヤーソー工事等
建設・生活関連品事業	建設機械・工具、住宅・ＯＡ機器、生活関連機器等の販売
工場設備関連事業	自動制御盤、配電盤等の製造及び販売

(8) 主要な営業所及び工場（2025年３月31日現在）

① 当社

本社	広島市西区商工センター四丁目６番８号	
32拠点	東日本	東京支店、札幌、秋田、仙台、西東京、横浜営業所
	関西	大阪支店、名古屋、金沢営業所
	西中国	広島、東広島、岩国、山口　他５営業所
	東中国・四国	岡山、水島、福山、鳥取、高松、松山営業所
	九州	福岡、北九州、佐世保、熊本、鹿児島営業所
	その他	広島工場、広島配送センター、貿易グループ

② 子会社

会社名	所在地
祥建企業股份有限公司	（本社：台湾・新北市）
北斗電気工業株式会社	（本社：広島県呉市）
株式会社木戸ボルト	（本社：広島県呉市）
ダーリン産業株式会社	（本社：広島県東広島市）
南通康賽克工程工具有限公司	（本社：中国・江蘇省南通市）
南通康賽克半導体工具有限公司	（本社：中国・江蘇省南通市）
山陰建設サービス株式会社	（本社：鳥取県米子市）
建設サービス島根株式会社	（本社：島根県松江市）
株式会社丸金建設	（本社：岡山県倉敷市）

(9) 従業員の状況（2025年３月31日現在）

区分	従業員数	前連結会計年度比増減
企業集団	330(38)名	△57(△14)名
当社	202(22)名	△10(6)名

（注）従業員数は就業人員（当社グループ外からの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員）は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2025年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社広島銀行	６億18百万円
株式会社三井住友銀行	２億45百万円

２．会社の株式に関する事項（2025年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　2,860,000株

(2) 発行済株式の総数　1,864,011株

(3) 株主数　3,586名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
佐々木秀隆	244,100株	13.9%
日本鉱泉株式会社	169,900	9.7
株式会社ライフステージやまと	130,000	7.4
公益財団法人秀里会	109,100	6.2
コンセック従業員持株会	74,451	4.2
朝日生命保険相互会社	31,400	1.8
肥田亘	30,000	1.7
松浦行子	29,100	1.7
明治安田生命保険相互会社	28,560	1.6
原田主税	21,958	1.2

（注）１．当社は、自己株式を104,854株保有しておりますが、上記(3)株主数及び上記(4)大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はございません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	佐々木　秀　隆	祥建企業股份有限公司代表取締役 南通康賽克工程工具有限公司代表取締役 南通康賽克半導体工具有限公司代表取締役 山陰建設サービス株式会社代表取締役社長 日本鉱泉株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	福　田　多喜二	事業本部統括部長 北斗電気工業株式会社代表取締役会長 株式会社木戸ボルト代表取締役会長 ダーリン産業株式会社代表取締役会長
専務取締役	三　中　達　雄	第二事業本部長
取締役	岡　本　浩　一	管理本部長
取締役	野　田　　隆	工事事業本部長 株式会社丸金建設代表取締役社長
取締役	藤　原　光　広	藤原光広税理士事務所所長 株式会社メンテックワールド社外監査役
常勤監査役	竹　本　敏　範	日本鉱泉株式会社取締役
監査役	小　松　節　子	株式会社メンテックワールド代表取締役社長
監査役	日　野　真裕美	山下・長井法律事務所所属 弁護士

（注）１．取締役藤原光広氏は、社外取締役であります。
２．監査役小松節子氏及び監査役日野真裕美氏は、社外監査役であります。
３．2024年６月26日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、長井紳一郎氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
４．2024年６月26日開催の第57回定時株主総会において、日野真裕美氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
５．当社は、取締役藤原光広氏、監査役小松節子氏及び監査役日野真裕美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の取締役及び監査役であります。

なお、当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、毎年12月に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 （うち社外取締役）	90,237 (2,400)	80,940 (2,400)	－ (－)	－ (－)	9,297 (－)	6 (1)
監査役 （うち社外監査役）	10,100 (3,600)	9,600 (3,600)	－ (－)	－ (－)	500 (－)	4 (3)
合　計 （うち社外役員）	100,337 (6,000)	90,540 (6,000)	－ (－)	－ (－)	9,797 (－)	10 (4)

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．上記「退職慰労金」の額は、当事業年度に係る退職慰労金の引当金繰入額であります。
３．当事業年度末の取締役の員数は６名、監査役の員数は３名であります。上記の対象となる役員の員数と相違しているのは、2024年６月26日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでいるためであります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2005年６月29日開催の第38回定時株主総会において月額15,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は４名(うち社外取締役は０名)であります。

監査役の報酬限度額は、1989年６月23日開催の第22回定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は２名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)を作成し、2021年２月10日開催の取締役会において決議いたしました。決定方針の概要は以下のとおりであります。

[基本方針]

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての月額報酬及び退職慰労金とし、業績連動報酬等としての役員賞与により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての月額報酬のみを支払うこととしております。

1　取締役の個人別の報酬等(２に規定する業績連動報酬等を除く。)の額又はその算定方法の決定に関する方針

月額報酬：取締役会において定める「役員報酬賞与規程」に基づき運営し、各取締役への配分は職務、資格等を勘案して取締役会において決定しております。

退職慰労金：取締役会において定める「役員退職慰労金内規」に基づき運営し、役位別報酬月額・在任年数・役位別係数から算定し、同金額に規定の範囲内で功労加算することができることとしております。

2　業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

役員賞与：取締役会において定める「役員報酬賞与規程」に基づき運営し、当期の連結業績に応じて算定した金額を株主総会に付議・承認を受け役員賞与を支給することとしております。各役員への配分額及び支給方法はその役員の地位や貢献度との見合において代表取締役が決定することとしております。なお、社外取締役には、支給しないこととしております。

3　上記１の報酬等の額、２の業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

役員報酬は、月額報酬（固定報酬）、退職慰労金（固定報酬）、役員賞与（業績連動報酬）で構成し、固定報酬と業績連動報酬の割合は概ね10：0から9：1のレンジで決定しております。なお、業績連動報酬である役員賞与は、連結税金等調整前当期純利益をベースとし、営業成績により支給しない場合もあります。

4　取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

基本(月額)報酬：毎月末日に支給することとしております。

退職慰労金：取締役の退任の都度、株主総会の決議後２か月以内に支給することとしております。

役員賞与：株主総会の決議後１か月以内に支給することとしております。ただし、営業成績により支給しない場合もあります。

5　取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、次に掲げる事項

(1) 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位若しくは担当

代表取締役社長　　福田　多喜二

(2) (1)の者に委任する権限の内容

役員賞与につき、各取締役への配分額及び支給方法の決定

(3) (1)の者に(2)の権限を委任した理由、相当と判断する理由

取締役会は、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう事前に社外取締役がその妥当性等について確認しております。

(4) (1)の者により(2)の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

取締役会において定めた「役員報酬賞与規程」に基づき、運営しております。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方針及び決定された報酬等の内容が上記決定方針と整合していることを確認しており、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役藤原光広氏は、藤原光広税理士事務所の所長であります。当社と藤原光広税理士事務所との間には特別の関係はありません。

監査役小松節子氏は、株式会社メンテックワールドの代表取締役社長であり、当社と株式会社メンテックワールドとの間には売上取引及び仕入取引がありますが、直近事業年度における当社の売上及び仕入に占める割合はそれぞれ僅少であります。

監査役日野真裕美氏は、山下・長井法律事務所所属の弁護士であります。当社と山下・長井法律事務所との間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役藤原光広氏は、株式会社メンテックワールドの社外監査役であります。当社と株式会社メンテックワールドとの間には売上取引及び仕入取引がありますが、直近事業年度における当社の売上及び仕入に占める割合はそれぞれ僅少であります。

③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はございません。

④ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　藤原光広	当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席しました。税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役　小松節子	当事業年度に開催された取締役会10回のうち７回に、監査役会10回のうち９回に出席しました。経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、全般的見地から妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　日野真裕美	2024年６月26日就任以降に開催された取締役会８回のうち８回に、監査役会７回のうち７回に出席しました。弁護士としての専門的見地から妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区　　分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,500千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務(非監査業務)である改訂JSOX基準に伴う指導助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

［基本的な考え方］

当社は、変化する建設・土木市場のニーズに迅速に対応する独自の専門機械を開発・製造・販売し、これらの機器を用いた特殊技術工法をもって業界発展につくすことを目的とし、機動的な経営体質の確立と経営管理機能の充実を図っております。この目的に基づき当社及び当社グループの業務の適正を確保する体制を整備・運用し、継続的な見直し改善等により内部統制システムの充実を図ることを基本方針としております。

(1) 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社及び当社グループの取締役・使用人は、法令・定款及び社会規範を遵守した業務執行を行うこととしております。

取締役会は経営の基本方針や重要事項の決定を行うとともに取締役の職務の執行を監督し、取締役は業務の執行状況に関する報告を行い、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視することとしております。また、子会社の取締役を兼務する当社取締役は、子会社の取締役等の業務の執行状況を当社取締役会にて報告を行っております。

当社グループ取締役及び執行役員等を構成員とする経営会議を設置し、取締役会の意思決定に基づき経営方針の徹底並びに業務執行の協議を行い、適切かつ有効な業務の推進を図っております。

代表取締役直轄によるコンプライアンス委員会はコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に社内教育等の必要な活動を行い、内部監査室と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しております。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告され、法令遵守意識の向上を図っております。

監査役は法令に定める権限を行使し、会計監査人及びコンプライアンス委員会と連携して取締役の職務の執行の適法性、妥当性及び効率性について監査を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る取締役会議事録、稟議書類等当該情報について厳格に管理し、取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時これらの文書を閲覧できるものとしております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティー等に係るリスクについては、当社及び子会社におけるそれぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織的横断的リスク状況の監視及び全社的対応はコンプライアンス委員会が行っております。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、当社及び子会社における業務担当取締役はその目標達成のために、各部門の具体的目標及び会社の権限の配分・意思決定ルールに基づく権限配分を含めた効率的な達成の方法を定めております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループの事業ごとに、責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、コンプライアンス委員会はこれらを横断的に管理しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の社員等に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務の必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役及び内部監査室責任者等の指揮命令を受けないものとしております。

(7) 取締役又は使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス内部通報システムによる通報状況及びその内容を速やかに報告することとし、監査役又は監査役会から業務執行に関する事項について説明又は文書の閲覧を求められたときは速やかにこれに応じております。

監査役に報告を行った者に対しては、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底しております。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行っております。また、監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定しております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築し、システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社及び当社グループは、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当要求を受けた場合は関係行政機関、団体及び弁護士と連携し、組織的に毅然とした姿勢で対応します。

［社内体制の整備状況］

・社内に不当要求防止責任者を設置し、組織的に対応しております。
・外部の関係専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集をしております。
・関係行政機関の講習を受講し、対応マニュアルを常置しております。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を基に取り組み、適宜、内容の見直しを行っております。コンプライアンス委員会において、経営上のリスクを抽出し必要に応じて社内規定等の見直しを行っており、適切な内部統制システムの運用を図っております。また、コンプライアンス意識の向上を図るため、役職員を対象に研修を実施するほか、内部通報制度の理解・浸透を目的として、社内掲示板への掲示を行っております。当連結会計年度においては、コンプライアンス委員会を２回開催いたしました。

また、当社役員と子会社役員とで経営会議を２回開催し、迅速な意思決定による経営の機動力の確保に努め、併せて、インサイダー取引防止のための教育や個人情報に関する教育等を行い、コンプライアンスに関する意識の向上に努めてまいりました。

本事業報告に記載の金額及び比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2025年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,270,478	流動負債	2,695,865
現金及び預金	1,573,578	支払手形及び買掛金	859,841
受取手形、売掛金及び契約資産	1,591,735	電子記録債務	487,905
電子記録債権	256,284	短期借入金	1,020,307
商品及び製品	1,111,138	未払法人税等	57,884
仕掛品	45,075	賞与引当金	112,125
原材料及び貯蔵品	539,049	完成工事補償引当金	233
その他	158,095	その他	157,570
貸倒引当金	△4,477	固定負債	1,126,350
固定資産	6,692,085	長期借入金	438,613
有形固定資産	4,383,797	役員退職慰労引当金	173,723
建物及び構築物	874,763	退職給付に係る負債	263,326
機械装置	81,852	繰延税金負債	220,581
土地	3,306,130	その他	30,106
その他	121,053	負債合計	3,822,215
無形固定資産	122,903	(純資産の部)	
のれん	26,459	株主資本	7,135,669
その他	96,444	資本金	4,090,270
投資その他の資産	2,185,385	資本剰余金	2,582,420
投資有価証券	1,460,645	利益剰余金	603,613
繰延税金資産	6,104	自己株式	△140,635
退職給付に係る資産	523,310	その他の包括利益累計額	792,274
その他	207,187	その他有価証券評価差額金	400,886
貸倒引当金	△11,860	為替換算調整勘定	245,251
		退職給付に係る調整累計額	146,137
		非支配株主持分	212,405
		純資産合計	8,140,348
資産合計	11,962,563	負債・純資産合計	11,962,563

(注) 千円未満の金額は、四捨五入で表示しております。また合計金額は必ずしも一致しません。

連結損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
	内訳	合計
売上高		**10,297,303**
売上原価		**7,948,612**
売上総利益		**2,348,691**
販売費及び一般管理費		**2,351,231**
営業損失		**2,540**
営業外収益		**74,581**
受取利息	1,813	
受取配当金	37,129	
受取家賃	13,233	
受取手数料	5,037	
その他	17,369	
営業外費用		**31,638**
支払利息	5,472	
為替差損	21,985	
その他	4,181	
経常利益		**40,403**
特別利益		**75,538**
固定資産売却益	460	
投資有価証券売却益	58,105	
関係会社株式売却益	16,974	
特別損失		**220,450**
固定資産売却除却損	1,820	
投資有価証券評価損	18,245	
減損損失	200,386	
税金等調整前当期純損失		**104,509**
法人税、住民税及び事業税		62,540
法人税等調整額		42,184
当期純損失		**209,233**
非支配株主に帰属する当期純損失		965
親会社株主に帰属する当期純損失		**208,268**

（注）千円未満の金額は、四捨五入で表示しております。また合計金額は必ずしも一致しません。

連結株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年４月１日　期首残高	4,090,270	2,629,074	856,707	△103,372	7,472,679
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△44,826		△44,826
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△208,268		△208,268
自己株式の取得				△57,419	△57,419
自己株式の処分		△3,133		20,156	17,023
非支配株主との取引に係る親会社持分の変動		△43,520			△43,520
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△46,653	△253,094	△37,263	△337,010
2025年３月31日　期末残高	4,090,270	2,582,420	603,613	△140,635	7,135,669

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2024年４月１日　期首残高	250,405	193,420	164,151	607,976	157,649	8,238,304
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△44,826
親会社株主に帰属する当期純損失（△）						△208,268
自己株式の取得						△57,419
自己株式の処分						17,023
非支配株主との取引に係る親会社持分の変動						△43,520
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	150,481	51,831	△18,013	184,299	54,756	239,054
連結会計年度中の変動額合計	150,481	51,831	△18,013	184,299	54,756	△97,956
2025年３月31日　期末残高	400,886	245,251	146,137	792,274	212,405	8,140,348

（注）千円未満の金額は、四捨五入で表示しております。また合計金額は必ずしも一致しません。

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　　9社（子会社は全て連結しております。）

連結子会社の名称

・祥建企業股份有限公司
・北斗電気工業株式会社
・南通康賽克工程工具有限公司
・南通康賽克半導体工具有限公司
・山陰建設サービス株式会社
・建設サービス島根株式会社
・株式会社木戸ボルト
・ダーリン産業株式会社
・株式会社丸金建設

連結の範囲の重要な変更

連結子会社のうち、株式会社サンライフについては、当連結会計年度において当社の保有する全株式を売却したことにより、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数　　1社

持分法適用の関連会社の名称　　・南通偉秀精密机械有限公司

②持分法適用会社の決算日は、連結決算日と異なる12月31日であり、同日現在の計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

祥建企業股份有限公司、南通康賽克工程工具有限公司、南通康賽克半導体工具有限公司及び株式会社丸金建設の決算日は12月31日、また、北斗電気工業株式会社、山陰建設サービス株式会社、建設サービス島根株式会社、株式会社木戸ボルト及びダーリン産業株式会社の決算日は１月31日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券……市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

棚卸資産……主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）……定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　15～39年

無形固定資産（リース資産を除く。）……ソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保に備えるため、過去の実績に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、５年間の定額法により償却を行っております。

⑥重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の５ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ１　：　顧客との契約を識別する。
ステップ２　：　契約における履行義務を識別する。
ステップ３　：　取引価格を算定する。
ステップ４　：　契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５　：　履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（切削機具事業）

切削機具事業については、当社及び在外子会社が、主として穿孔・切断機器、ダイヤモンド切削消耗品、特注機及び切削関連機具等の切削機具の製造販売を国内、海外の法人顧客向けに行っております。

当社及び在外子会社は、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した切削機具の引渡しを履行義務として識別しております。受注書類における引渡しの条件を勘案した結果、切削機具に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは、国内取引においては顧客検収時点であり、輸出取引においては船積時点であると判断しております。なお、国内取引については、出荷時点から顧客検収時点までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

切削機具事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価から値引きを控除した金額で測定しております。対価は、財の引渡しから短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

（特殊工事事業）

特殊工事事業については、当社及び国内子会社が、アンカー工事、ダイヤ穿孔・切断工事などの各種特殊工事を国内の法人顧客から請け負っております。

当社及び国内子会社は、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した特殊工事の施工を履行義務として識別しております。受注書類における請負工事の条件を勘案した結果、履行義務は契約期間に渡り充足されると判断しております。

特殊工事事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価のうち、顧客に検収を受けた履行完了部分を進捗度として見積り、進捗度に応じて測定し、収益を認識しております。また、対価は、顧客の検収から短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

（建設・生活関連品事業）

建設・生活関連品事業については、当社及び在外子会社が、主として建設機械・工具、建設資材、住宅・ＯＡ機器及び生活関連機器等の建設・生活関連品の仕入販売を国内、海外の法人顧客向けに行っております。

当社及び在外子会社は、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した建設・生活関連品の引渡しを履行義務として識別しております。受注書類における引渡しの条件を勘案した結果、建設・生活関連品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは、国内取引においては顧客検収時点であり、輸出取引においては船積時点であると判断しております。なお、国内取引については、出荷時点から顧客検収時点までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

建設・生活関連品事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価から値引きを控除した金額で測定しております。対価は、財の引渡しから短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

（工場設備関連事業）

工場設備関連事業については、当社の国内子会社が、主として自動制御盤や配電盤等の工場設備の製造販売を主に国内の法人顧客向けに行っております。

当社子会社は、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した工場設備の引渡しを履行義務として識別しております。受注書類における引渡しの条件を勘案した結果、工場設備に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは工場設備の顧客検収時点であると判断しております。

工場設備関連事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価で測定しております。対価は、財の引渡しから短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

（介護事業）

介護事業については、当社の国内子会社が、主として高齢者向け介護サービスの提供や高齢者向け介護施設の運営サービスの提供を国内の個人向けに行っております。

当社子会社は、顧客と介護サービスに係る基本契約書又は高齢者向け介護施設の入居契約書を締結しており、契約期間にわたり介護サービスや介護サービスを含む住宅の提供を履行義務として識別しております。これらサービスは、日常反復的にサービスを提供するものであり、顧客は契約期間に渡り均一の便益を受けていると考えられるため、履行義務は契約期間に渡り一定に充足されると判断しております。

介護事業に係る売上高は、顧客と締結した契約書において約束された対価及び国に対する保険請求額に基づき測定しております。対価は、サービスの提供から短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理方法

イ　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）により均等償却しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定率法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ　未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

控除対象外消費税の会計処理

控除対象外消費税は、発生年度の費用として処理しております。

２．会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針という。）第65-２項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

３．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。　（単位：千円）

	切削機具事業	特殊工事事業	建設・生活関連品事業	工場設備関連事業	介護事業	合計
穿孔・切断機器	1,050,377	－	－	－	－	1,050,377
ダイヤモンド切削消耗品	905,180	－	－	－	－	905,180
特注機及び切削関連機具	1,640,174	－	－	－	－	1,640,174
特殊工事	－	1,635,394	－	－	－	1,635,394
建設機械・工具	－	－	776,134	－	－	776,134
建設資材	－	－	2,811,766	－	－	2,811,766
住宅・ＯＡ機器及び生活関連機器	－	－	185,052	－	－	185,052
工場設備	－	－	－	1,054,819	－	1,054,819
介護サービス	－	－	－	－	173,473	173,473
顧客との契約から生じる収益	3,595,731	1,635,394	3,772,952	1,054,819	173,473	10,232,368

収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。　（単位：千円）

	切削機具事業	特殊工事事業	建設・生活関連品事業	工場設備関連事業	介護事業	合計
一時点で移転される財又はサービス	3,595,731	－	3,772,952	1,054,819	－	8,423,501
一定期間にわたり移転される財又はサービス	－	1,635,394	－	－	173,473	1,808,866
顧客との契約から生じる収益	3,595,731	1,635,394	3,772,952	1,054,819	173,473	10,232,368

各事業の分解情報と売上高との関係は以下のとおりであります。　（単位：千円）

	切削機具事業	特殊工事事業	建設・生活関連品事業	工場設備関連事業	介護事業	合計
顧客との契約から生じる収益	3,595,731	1,635,394	3,772,952	1,054,819	173,473	10,232,368
その他の収益	－	－	64,935	－	－	64,935
売上高	3,595,731	1,635,394	3,837,887	1,054,819	173,473	10,297,303

（注）その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

顧客との契約から生じた債権	1,773,558千円
契約資産	74,461千円
契約負債	11,200千円

(注) 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「受取手形、売掛金及び契約資産」及び「電子記録債権」に含まれており、契約負債は、流動負債の「その他」に含まれております。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は顧客との契約について契約条件に基づき顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、11,500千円であります。

残存履行義務に配分した取引価格

当社及び当社子会社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

4．会計上の見積りに関する注記

有形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,383,797千円
うち賃貸等不動産	1,236,391千円
減損損失	200,386千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

業績の落ち込みや市場価格の著しい下落等により、減損の兆候があると認められる場合は、各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として認識いたします。この将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の実績や今後の市場予測を基礎とした営業利益の将来予測に基づいて算定しております。当連結会計年度においては、原材料価格の高騰やエネルギー価格の高騰の影響等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産グループが認められ、200,386千円の減損損失を計上しております。また、当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した有形固定資産4,383,797千円（うち賃貸等不動産1,236,391千円）には、時価が帳簿価額を下回っている資産グループが含まれており、減損の兆候が認められるものがあります。

原材料価格の高騰やエネルギー価格の高騰による影響は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、当社の市場予測に影響を及ぼす可能性があります。これらの影響につきましては、当連結会計年度末で入手可能な情報に基づき、2026年３月期を通して継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

業績の将来予測には主観的な判断や立証が困難な不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれることになり、将来の業績予測を下回った場合、翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

５．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	411,108千円
土地	2,057,016千円
計	2,468,124千円

②担保に係る債務

短期借入金	321,324千円
長期借入金	218,353千円
計	539,677千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	4,358,549千円
(3) 受取手形割引高	5,558千円
(4) 受取手形裏書譲渡高	490千円

６．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,864,011株	－株	－株	1,864,011株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	70,962株	47,732株	13,840株	104,854株

（注１）自己株式の増加株式数152株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。47,500株は2024年12月２日開催の取締役会において自己株式の取得に係る事項について決議し取得した普通株式の増加であります。80株は従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度に基づく権利失効に伴う無償取得であります。

（注２）自己株式の減少株式数13,840株は、2024年５月27日開催の取締役会において決議した従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度に基づく自己株式の処分による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2024年６月26日開催の第57回定時株主総会決議による配当に関する事項

- 配当金の総額　44,826千円
- １株当たり配当額　25円
- 基準日　2024年３月31日
- 効力発生日　2024年６月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2025年６月25日開催予定の第58回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- 配当金の総額　47,497千円
- １株当たり配当額　27円
- 基準日　2025年３月31日
- 効力発生日　2025年６月26日

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金については原則として固定金利の長期借入金（銀行借入）で調達しております。一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金については期限が一年以内の短期借入金（銀行借入）で調達しております。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である「受取手形、売掛金及び契約資産」及び「電子記録債権」は、顧客の信用リスクに晒されております。

「投資有価証券」は、主に純投資目的の株式並びに債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である「支払手形及び買掛金」及び「電子記録債務」は、その殆どが２カ月以内の支払期日であります。

借入金のうち長期借入金については、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。原則として固定金利で調達しているため、金利の低下によるリスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について各事業部門と管理本部が連携し、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて同様の管理を行っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

「投資有価証券」については、定期的に、時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、当社は、長期借入金の返済期限を平均５年としております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、資金担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

連結子会社についても、当社に準じて流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額０千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	1,460,645千円	1,460,645千円	－
長期借入金	658,920千円	656,269千円	△2,651千円

（注）金融商品の時価の算定に用いた評価方法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

投資有価証券の時価について、上場株式等は取引所の価格によっており、レベル1の時価に分類しております。債券及び非上場の投資信託等は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格を参考にし、自社で検討したうえで算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

８．賃貸等不動産に関する注記

当社は、広島市その他の地域において、賃貸用の事務所（土地を含む）等を有しております。2025年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は20,107千円（賃貸収益は営業収益に、これに対応する減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等賃貸費用は営業費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,260,321千円	△23,930千円	1,236,391千円	770,671千円

（注１）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

９．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	4,506円67銭
１株当たり当期純損失	116円67銭

貸借対照表

(2025年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**3,315,314**	**流動負債**	**2,030,532**
現金及び預金	447,958	支払手形	12,854
受取手形	169,965	電子記録債務	399,775
電子記録債権	227,732	買掛金	562,189
売掛金	1,033,791	工事未払金	12,512
完成工事未収入金	54,905	短期借入金	831,708
商品	228,837	未払金	35,490
製品	799,573	未払法人税等	45,526
原材料	211,662	預り金	24,686
貯蔵品	12,472	賞与引当金	83,200
前払費用	44,379	完成工事補償引当金	233
関係会社貸付金	3,600	その他	22,359
その他	82,457	**固定負債**	**835,032**
貸倒引当金	△2,019	長期借入金	326,503
固定資産	**6,554,570**	繰延税金負債	145,318
有形固定資産	**4,038,840**	退職給付引当金	237,560
建物	737,716	役員退職慰労引当金	102,846
構築物	37,398	その他	22,805
機械及び装置	8,231	**負債合計**	**2,865,564**
車両運搬具	13,472	(純資産の部)	
工具器具備品	56,260	**株主資本**	**6,631,954**
土地	3,185,764	**資本金**	**4,090,270**
無形固定資産	**91,029**	**資本剰余金**	**2,610,287**
電話加入権	18,322	資本準備金	2,551,970
ソフトウエア	11,599	その他資本剰余金	58,317
ソフトウエア仮勘定	61,108	**利益剰余金**	**72,031**
投資その他の資産	**2,424,700**	繰越利益剰余金	72,031
投資有価証券	1,172,035	**自己株式**	**△140,635**
関係会社株式	332,550	**評価・換算差額等**	**372,366**
出資金	16,370	**その他有価証券評価差額金**	**372,366**
関係会社出資金	446,302	**純資産合計**	**7,004,320**
関係会社長期貸付金	61,900		
長期前払費用	9,996		
前払年金費用	303,160		
保険積立金	53,435		
更生債権等	12,132		
その他	28,664		
貸倒引当金	△11,845		
資産合計	**9,869,884**	**負債・純資産合計**	**9,869,884**

(注) 千円未満の金額は、四捨五入で表示しております。また合計金額は必ずしも一致しません。

損　益　計　算　書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額 内訳	金額 合計
売上高		**8,051,344**
商品製品売上高	7,337,855	
完成工事高	648,364	
施設賃貸収入	65,125	
売上原価		**6,246,879**
商品製品売上原価	5,620,433	
完成工事原価	626,446	
売上総利益		**1,804,465**
販売費及び一般管理費		**1,918,144**
営業損失		**113,679**
営業外収益		**73,740**
受取利息	2,559	
受取配当金	43,340	
受取家賃	12,093	
受取手数料	5,011	
その他	10,736	
営業外費用		**7,164**
支払利息	3,396	
その他	3,768	
経常損失		**47,104**
特別利益		**90,545**
投資有価証券売却益	49,443	
貸倒引当金戻入額	41,102	
特別損失		**202,277**
固定資産売却除却損	1,820	
投資有価証券評価損	71	
減損損失	200,386	
税引前当期純損失		**158,835**
法人税、住民税及び事業税		31,983
法人税等調整額		41,388
当期純損失		**232,206**

（注）千円未満の金額は、四捨五入で表示しております。また合計金額は必ずしも一致しません。

株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
2024年４月１日　期首残高	4,090,270	2,551,970	61,450	349,063	△103,372	6,949,382
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△44,826		△44,826
当期純損失（△）				△232,206		△232,206
自己株式の取得					△57,419	△57,419
自己株式の処分			△3,133		20,156	17,023
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	△3,133	△277,032	△37,263	△317,428
2025年３月31日　期末残高	4,090,270	2,551,970	58,317	72,031	△140,635	6,631,954

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
2024年４月１日　期首残高	222,059	7,171,441
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△44,826
当期純損失（△）		△232,206
自己株式の取得		△57,419
自己株式の処分		17,023
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	150,307	150,307
事業年度中の変動額合計	150,307	△167,121
2025年３月31日　期末残高	372,366	7,004,320

（注）千円未満の金額は、四捨五入で表示しております。また合計金額は必ずしも一致しません。

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券……市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産……主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15～39年
構築物	15～20年
工具器具備品	２～８年

無形固定資産（リース資産を除く。）

ソフトウエア……社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金の計上基準

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③完成工事補償引当金の計上基準

完成工事に係るかし担保に備えるため、過去の実績に基づき計上しております。

④退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

イ　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）により均等償却しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の残存勤務年数以内の一定の年数（７年）による定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤役員退職慰労引当金の計上基準

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の５ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ１　：　顧客との契約を識別する。
ステップ２　：　契約における履行義務を識別する。
ステップ３　：　取引価格を算定する。
ステップ４　：　契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５　：　履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（切削機具事業）

切削機具事業については、主として穿孔・切断機器、ダイヤモンド切削消耗品、特注機及び切削関連機具等の切削機具の製造販売を国内、海外の法人顧客向けに行っております。

取引に際しては、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した切削機具の引渡しを履行義務として識別しております。受注書類における引渡しの条件を勘案した結果、切削機具に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは、国内取引においては顧客検収時点であり、輸出取引においては船積時点と判断しております。なお、国内取引については、出荷時点から顧客検収時点までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

切削機具事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価から値引きを控除した金額で測定しております。対価は、財の引渡しから短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

（特殊工事事業）

特殊工事事業については、アンカー工事、ダイヤ穿孔・切断工事などの各種特殊工事を国内の法人顧客から請け負っております。

取引に際しては、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した特殊工事の施工を履行義務として識別しております。受注書類における請負工事の条件を勘案した結果、履行義務は契約期間に渡り充足されると判断しております。

特殊工事事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価のうち、顧客に検収を受けた履行完了部分を進捗度として見積り、進捗度に応じて測定し、収益を認識しております。また、対価は、顧客の検収から短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

（建設・生活関連品事業）

建設・生活関連品事業については、主として建設機械・工具、建設資材、住宅・ＯＡ機器及び生活関連機器等の建設・生活関連品の仕入販売を国内の法人顧客向けに行っております。

取引に際しては、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した建設・生活関連品の引渡しを履行義務として識別しております。受注書類における引渡しの条件を勘案した結果、建設・生活関連品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは、顧客検収時点と判断しております。なお、取引については、出荷時点から顧客検収時点までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

建設・生活関連品事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価から値引きを控除した金額で測定しております。対価は、財の引渡しから短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

２．会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針という。）第65-２項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

３．収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

４．会計上の見積りに関する注記

有形固定資産の減損

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,038,840千円
うち賃貸等不動産	1,236,391千円
減損損失	200,386千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

業績の落ち込みや市場価格の著しい下落等により、減損の兆候があると認められる場合は、各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として認識いたします。この将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の実績や今後の市場予測を基礎とした営業利益の将来予測に基づいて算定しております。当事業年度においては、原材料価格の高騰やエネルギー価格の高騰の影響等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産グループが認められ、200,386千円の減損損失を計上しております。また、当事業年度に係る計算書類に計上した有形固定資産4,038,840千円（うち賃貸等不動産1,236,391千円）には、時価が帳簿価額を下回っている資産グループが含まれており、減損の兆候が認められるものがあります。

原材料価格の高騰やエネルギー価格の高騰による影響は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、当社の市場予測に影響を及ぼす可能性があります。これらの影響につきましては、当事業年度末で入手可能な情報に基づき、2026年３月期を通して継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

業績の将来予測には主観的な判断や立証が困難な不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれることになり、将来の業績予測を下回った場合、翌事業年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

５．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物	402,625千円
土地	2,009,695千円
計	2,412,320千円

②担保に係る債務

短期借入金	313,324千円
長期借入金	218,353千円
計	531,677千円

(2) 保証債務

祥建企業股份有限公司	140,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 3,326,907千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く。）

短期金銭債権	83,642千円
短期金銭債務	87,443千円

６．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	209,537千円
② 営業費用	689,684千円
③ 営業取引以外の取引による取引高	17,639千円

７．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	104,854株

８．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	賞与引当金	25,376千円
	未払事業税	4,589千円
	繰越欠損金	206,459千円
	棚卸資産評価損	28,792千円
	貸倒引当金	4,353千円
	固定資産減損損失	281,115千円
	役員退職慰労引当金	32,294千円
	その他	46,377千円
	計	629,354千円
	評価性引当額	△593,329千円
	計	36,025千円
繰延税金負債	前払年金費用	20,599千円
	その他有価証券評価差額金	160,745千円
	計	181,344千円
	繰延税金負債の純額	145,318千円

９．関連当事者との取引に関する注記

（1）子会社及び関係会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社サンライフ	360,000	高齢者介護事業	直接　83.3	資金の貸付及び債権放棄 役員の兼務	債権放棄（注２） 利息の受取	244,010 1,169	－	－

（注１）株式会社サンライフは、2024年９月30日に保有する全株式を売却したことにより、関連当事者に該当しなくなっております。このため、当期首から2024年９月30日までの取引金額を記載しております。

（注２）当該子会社への貸付金については、保有する全株式を売却するにあたり記載の債権を放棄しており、これに伴う貸倒引当金戻入額を41,102千円計上しております。

（2）役員及び個人主要株主

（単位：千円）

種類	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	日本鉱泉株式会社（注１）	20,000	食料品製造業	被所有 直接　9.7	株主優待品の購入等 債権放棄に係る損失負担	株主優待品の購入等（注３） 債権放棄に係る損失負担（注４）	17,661 48,802	－ 未収入金	－ 48,802

（注１）日本鉱泉株式会社は、当社取締役佐々木秀隆氏が議決権の100%を保有しております。

（注２）取引金額は消費税等を含んでおりません。

（注３）取引条件及び取引条件の決定方針
価格その他の取引条件は、原則として市場価格等を勘案して個別に協議の上、一般取引と同様に決定しております。

（注４）株式会社サンライフに対する金銭債権を放棄する際の、従前の合意に基づいた日本鉱泉株式会社に対する損失負担金であり、株式会社サンライフに対する株式持分割合に基づき算定しております。

１０．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	3,981円63銭
１株当たり当期純損失	130円08銭

１１．その他の注記

退職給付引当金

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、2011年７月１日より確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出制度を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,181,287千円
勤務費用	52,650千円
利息費用	14,551千円
数理計算上の差異の当期発生額	△62,620千円
退職給付の支払額	△96,497千円
退職給付債務の期末残高	1,089,370千円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,391,231千円
期待運用収益	20,868千円
数理計算上の差異の当期発生額	△19,648千円
事業主からの拠出額	48,212千円
退職給付の支払額	△72,664千円
年金資産の期末残高	1,367,999千円

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	844,689千円
年金資産	△1,367,999千円
	△523,310千円
非積立型制度の退職給付債務	244,681千円
未認識数理計算上の差異	213,028千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△65,600千円
退職給付引当金	237,560千円
前払年金費用	△303,160千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△65,600千円

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	52,650千円
利息費用	14,551千円
期待運用収益	△20,868千円
数理計算上の差異の損益処理額	△66,133千円
確定給付制度に係る退職給付費用	△19,800千円

⑤年金資産に関する事項

イ．年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	26.6%
株式	35.3%
一般勘定	28.8%
その他	9.3%
合　計	100.0%

ロ．長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率　　確定給付企業年金制度　1.9%　退職一時金制度　1.6%

長期期待運用収益率　1.5%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、6,447千円であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社　コンセック
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
広　島　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉　田　秀　敏

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コンセックの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コンセック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で

求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社　コンセック
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
広　島　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　田　秀　敏

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コンセックの2024年4月1日から2025年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、

及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和３年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月23日

株式会社コンセック　監査役会

常勤監査役　竹　本　敏　範　㊞

社外監査役　小　松　節　子　㊞

社外監査役　日　野　真裕美　㊞

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益配分を最も重要な経営課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化と財務体質の健全性を勘案しつつ、業績に応じた安定的な配当の継続を基本方針としております。

このような方針に基づき、第58期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金27円とさせていただきたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は　47,497,239円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　資本準備金の額の減少の件

１．準備金の額の減少の理由

今後の機動的な資本政策に備えるとともに、「中期経営計画2029(第59期～第63期)」において掲げる①特殊工事事業における受注領域の拡大、②顧客ニーズの高いエリア・製品・商品に対する経営資源の集中投下、③サステナビリティ経営の推進及び④人的資本投資・設備投資による経営基盤の強化といった全社戦略の推進に必要な財務戦略上の柔軟性・弾力性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

２．資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金2,551,970,058円のうち1,500,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を1,051,970,058円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	2025年５月14日
株主総会決議日	2025年６月25日（予定）
債権者異議申述公告日	2025年７月18日（予定）
債権者異議申述最終期日	2025年８月27日（予定）
効力発生日	2025年９月１日（予定）

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名増員し、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	佐々木秀隆（ささきひでたか） （1928年７月９日生） 「再任」	1972年11月　日本鉱泉株式会社設立 代表取締役社長（現任） 2001年６月　当社代表取締役社長 2015年６月　当社代表取締役会長 2024年６月　当社取締役会長（現任） ［重要な兼職の状況］ 祥建企業股份有限公司代表取締役 南通康賽克工程工具有限公司代表取締役 南通康賽克半導体工具有限公司代表取締役 山陰建設サービス株式会社代表取締役社長 日本鉱泉株式会社代表取締役社長	244,100株
	【取締役候補者とした理由】 佐々木秀隆氏は、当社代表取締役を歴任し2024年６月に取締役会長就任以降も経営者として豊富な経験に基づき、当社グループの一層の発展に寄与しており、今後も当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>福田多喜二
（ふくだたきじ）
（1956年1月7日生）
「再任」</td><td>1990年10月　北斗電気工業株式会社入社
1994年４月　同社取締役
1999年10月　同社代表取締役社長
2002年６月　当社取締役
2005年９月　当社取締役第二事業本部長
2013年６月　当社専務取締役事業統括部長
2015年４月　北斗電気工業株式会社代表取締役会長(現任)
2015年６月　当社取締役社長事業本部統括部長
2019年９月　株式会社木戸ボルト代表取締役会長(現任)
2023年３月　ダーリン産業株式会社代表取締役会長(現任)
2024年６月　当社代表取締役社長事業本部統括部長(現任)
［重要な兼職の状況］
北斗電気工業株式会社代表取締役会長
株式会社木戸ボルト代表取締役会長
ダーリン産業株式会社代表取締役会長</td><td>3,300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
福田多喜二氏は、2024年６月から代表取締役に就任し当社グループの経営を担っております。同氏は長きに営業分野に携わり同分野において高い知見と豊富な実務経験を有しており、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>三中達雄
（みなかたつお）
（1952年1月28日生）
「再任」</td><td>1979年９月　発研株式会社(現　株式会社コンセック)入社
1998年４月　当社技術部長
2000年10月　当社執行役員技術製造部長
2007年６月　当社取締役技術製造部長
2013年６月　当社常務取締役第二事業本部長
2019年６月　当社専務取締役第二事業本部長(現任)</td><td>1,400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
三中達雄氏は、長年に亘り研究開発部門を担当するなど豊富な経験を有しており、特に切削機具事業分野において高い知見と豊富な実務経験を有し、人格、見識とも優れていることから、取締役に相応しい人物と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>おかもとこういち
岡本浩一
(1960年３月31日生)

「再任」</td><td>2019年７月　広島西税務署長
2020年12月　税理士登録
2021年６月　当社取締役管理本部長(現任)</td><td>1,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
岡本浩一氏は、長きに亘り国税専門官として活躍され幅広い経験と税務・会計に関する高い知見と豊富な実務経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>のだたかし
野田 隆
(1959年11月３日生)

「再任」</td><td>1991年６月　当社入社
2018年６月　当社執行役員工事事業本部副本部長
2022年７月　当社執行役員工事事業本部長
2023年６月　当社取締役工事事業本部長(現任)
［重要な兼職の状況］
株式会社丸金建設代表取締役社長</td><td>200株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
野田隆氏は、当社に入社以来、特殊工事部門に携わり、同分野において高い知見と豊富な実務経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>ふじわらみつひろ
藤原光広
(1953年1月28日生)
「再任」</td><td>2012年７月　広島国税局　徴収部長
2013年９月　税理士登録
2013年９月　藤原光広税理士事務所設立　所長(現任)
2014年６月　当社取締役(現任)
［重要な兼職の状況］
藤原光広税理士事務所所長
株式会社メンテックワールド社外監査役</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
藤原光広氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長きに亘り国税専門官として活躍され幅広い経験と税務・会計に関する高度な知識を有しており、引き続き当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待したためであります。
なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>ふじもりとしひこ
藤森敏彦
(1956年10月24日生)
「新任」</td><td>1980年４月　広島ガス株式会社入社
2013年６月　広島ガス株式会社　常務執行役員
2014年６月　広島ガスメイト株式会社　代表取締役社長
2020年４月　広島ガスメイト株式会社　取締役会長
2021年６月　広島ガスメイト株式会社　相談役</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
藤森敏彦氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は広島ガスメイト株式会社において代表取締役社長、取締役会長、相談役を歴任し企業経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しており、同氏が当社の社外取締役に就任した際には当社の経営全般に対して独立した立場からの十分な助言と監督を期待できると判断し、新たに社外取締役候補者としたものであります。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．藤原光広氏及び藤森俊彦氏は、社外取締役候補者であります。
３．藤原光広氏は、現在当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって11年となります。

4．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5．当社は、藤原光広氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6．藤森敏彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

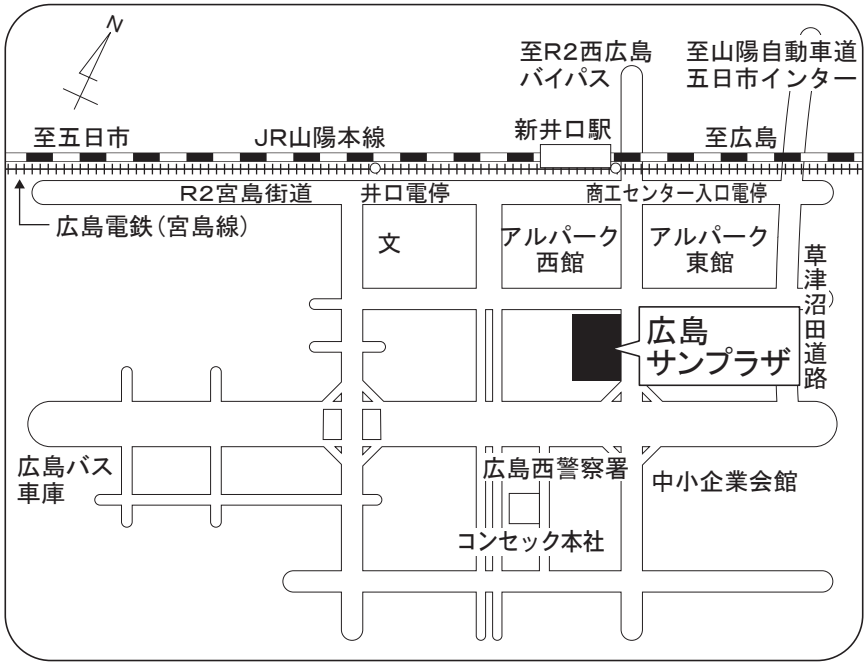

総会会場

広島市西区商工センター三丁目１番１号
広島サンプラザ　２階　天王の間
ＴＥＬ（０８２）２７８－５０００

交通のご案内

- ＪＲ新井口駅から徒歩５分
- 広島電鉄（宮島線）商工センター入口電停から徒歩５分
- アルパークバスセンターから徒歩３分